

地方税法施行令の一部を改正する政令案について

1 事業所税の概要

○ 人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税

○課税団体：71 団体（平成 21 年 4 月 30 日現在）
東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの

○税 率：「資産割」（床面積） 600 円／㎡ } 合計額を事業者が納税
「従業者割」（給与総額） 100 分の 0.25

○免税点：「資産割」（床面積） 1,000 ㎡
「従業者割」（従業者数） 100 人

○税 収：3,227 億円（H20 年度決算見込額）

2 政令改正の内容

○ 地方税法において、人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地税法 § 701 の 31① I ハ、地税令 § 56 の 14）

○ 合併特例法において、合併により新たに人口が 30 万以上となった場合は、事業所税の課税団体の指定を原則として 5 年間行わないこととされている（旧合併特例法 § 10②）

○ 群馬県前橋市について、新たに人口が 30 万以上となった合併（平成 16 年 12 月 5 日）から 5 年を経過したため、事業所税の課税団体として指定するもの（地税令 § 56 の 15 を改正）

※ 今回の指定により事業所税の課税団体は 72 団体となる

3 日 程

政 令 公 布：平成 21 年 12 月 11 日（金）

※ 前橋市における事業所税の適用関係は以下のとおり（地税令 § 56 の 83①）

〔 法人の事業：平成 22 年 6 月 1 日以後に終了する事業年度分から
個人の事業：平成 22 年分から